

議案第 6 号

大口町消防団条例の一部改正について

大口町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町消防団員に支給する報酬及び費用弁償の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団条例の一部を改正する条例

大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「水火災その他の災害」を「水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）」に改める。

第14条中「報酬を支給」を「年額報酬及び災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては出動報酬を支給」に改める。

第15条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、団員が」を「団員が」に改め、同項を同条第1項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防団長	年額 109,200円
消防副団長	年額 90,000円
消防分団長	年額 46,800円
消防副分団長	年額 39,600円
消防団員	年額 37,200円

」を

「

消防団長	年額 109,200円
	<p>出動</p> <p>災害（4時間以上の場合） 1回 8,000円</p> <p>災害（4時間未満の場合） 1回 4,000円</p> <p>警戒、訓練等 1回 2,500円</p>
消防副団長	年額 90,000円
	<p>出動</p> <p>災害（4時間以上の場合） 1回 8,000円</p> <p>災害（4時間未満の場合） 1回 4,000円</p> <p>警戒、訓練等 1回 2,500円</p>
消防分団長	年額 46,800円
	<p>出動</p> <p>災害（4時間以上の場合） 1回 8,000円</p> <p>災害（4時間未満の場合） 1回 4,000円</p> <p>警戒、訓練等 1回 2,500円</p>
消防副分団長	年額 39,600円
	<p>出動</p> <p>災害（4時間以上の場合）</p>

	1回 8,000円 災害（4時間未満の場合） 1回 4,000円 警戒、訓練等 1回 2,500円
消防団員	年額 37,200円 出動 災害（4時間以上の場合） 1回 8,000円 災害（4時間未満の場合） 1回 4,000円 警戒、訓練等 1回 2,500円

」に改める。

大口町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(服務)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災又は地震等の災害</u>（以下「災害」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ定められた指示に従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p>	<p>(服務)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ定められた指示に従い直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、大口町特別職の職員で非常勤のもの<u>の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和36年大口村条例第2号。以下この条及び次条において「条例」という。）第2条の規定により<u>年額報酬及び災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては出動報酬を支給する。</u>ただし、1月以上職務に従事することができない場合は、条例の規定にかかわらず、その期間の報酬を支給しないものとする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、大口町特別職の職員で非常勤のもの<u>の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和36年大口村条例第2号。以下この条及び次条において「条例」という。）第2条の規定により<u>報酬を支給する。</u>ただし、1月以上職務に従事することができない場合は、条例の規定にかかわらず、その期間の報酬を支給しないものとする。</p>
<p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が公務のため旅行したときは、</u>条例第5条の規定により、旅費を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が職務に従事するときは、次に</u>より費用弁償を支給する。</p> <p>(1) <u>火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間以上の場合）</u> 1回につき7,000円</p> <p>(2) <u>火災並びに救助、警戒及び緊急事案に出動したとき（3時間未満の場合）</u> 1回につき3,500円</p> <p>(3) <u>徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間以上の場合）</u> 1回につき5,000円</p> <p>(4) <u>徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間未満の場合）</u> 1回につき2,500円</p> <p>(5) <u>町民を対象とした訓練指導等に従事した</u></p>

新	旧
	<p>とき <u>1回につき3,500円</u></p> <p>(6) <u>消防署員立会い又は合同による消防団員に対する訓練及び定期放水に従事したとき</u> <u>1回につき2,500円</u></p> <p>(7) <u>路上啓発、夜警、イベント、研修等に従事したとき</u> <u>1回につき2,500円</u></p> <p>(8) <u>式典及び大会等に従事したとき</u> <u>1回につき3,500円</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、条例第5条の規定により、旅費を支給する。</u></p>

附則第2項関係

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
消防団長	年額 <u>109,000</u> 円	〃	消防団長	年額 <u>109,000</u> 円	〃
	<u>出動</u> 災害（4時間以上の場合） 1回 <u>8,000</u> 円 災害（4時間未満の場合） 1回 <u>4,000</u> 円 警戒、訓練等 1回 <u>2,500</u> 円			年額 <u>90,000</u> 円 <u>出動</u> 災害（4時間以上の場合） 1回 <u>8,000</u> 円 災害（4時間未満の場合） 1回 <u>4,000</u> 円 警戒、訓練等 1回 <u>2,500</u> 円	
消防副団長	年額 <u>90,000</u> 円	〃	消防副団長	年額 <u>90,000</u> 円	〃

新			旧		
消防分団長	年額 <u>46,800</u> 円	その他の職員旅費相当額	消防分団長	年額 <u>46,800</u> 円	その他の職員旅費相当額
	<u>出動</u> 災害（4時間以上の場合） 1回 <u>8,000</u> 円 災害（4時間未満の場合） 1回 <u>4,000</u> 円 警戒、訓練等 1回 <u>2,500</u> 円				
消防副分団長	年額 <u>39,600</u> 円	"	消防副分団長	年額 <u>39,600</u> 円	"
	<u>出動</u> 災害（4時間以上の場合） 1回 <u>8,000</u> 円 災害（4時間未満の場合） 1回 <u>4,000</u> 円 警戒、訓練等 1回 <u>2,500</u> 円				
消防団員	年額 <u>37,200</u> 円	"	消防団員	年額 <u>37,200</u> 円	"

新			旧		
	<u>出動</u> <u>災害（4時間</u> <u>以上の場合）</u> <u>1回 8, 0</u> <u>00円</u> <u>災害（4時間</u> <u>未満の場合）</u> <u>1回 4, 0</u> <u>00円</u> <u>警戒、訓練等</u> <u>1回 2, 5</u> <u>00円</u>				
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の趣旨

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」通知により、消防庁長官から非常勤消防団員の報酬等の基準が発出され、消防団員の処遇改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が示されました。

このことを受け、本町では、大きく2点について改正するもので、まず1点目は、現行の「費用弁償」から「出動報酬」に改めるものです。これまで本町では、昭和40年に消防庁が示した条例(例)に基づき、「費用弁償」としてその対価を支給することとしていましたが、出動に係る対償という性質から、「費用弁償」ではなく「出動報酬」として消防庁通知に準拠させるものです。2点目は、出動報酬の額の改正で、これも今般の消防庁通知により、標準額(災害出動1日あたり8,000円)が示されたことを受け、この額と均衡をとり、消防団員の処遇改善と消防団活動の活性化を図るものであります。

2 改正の概要

費用弁償として記載していた「出動に対する対価部分」を削除し、分類及び金額を整理した上で、新たに「出動報酬」として記載します。

新(出動報酬)	旧(費用弁償)
災害(4時間以上の場合) 1回 8,000円	(1) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案 に出動したとき(3時間以上の場合) 1回につき7,000円
災害(4時間未満の場合) 1回 4,000円	(2) 火災並びに救助、警戒及び緊急事案 に出動したとき(3時間未満の場合) 1回につき3,500円
警戒、訓練等 1回 2,500円	(3) 徘徊等による行方不明者の捜索に 出動したとき(3時間以上の場合) 1回につき5,000円

	<p>(4) 徘徊等による行方不明者の捜索に出動したとき（3時間未満の場合） 1回につき2,500円</p> <p>(5) 町民を対象とした訓練指導等に従事したとき 1回につき3,500円</p> <p>(6) 消防署員立会い又は合同による消防団員に対する訓練及び定期放水に従事したとき 1回につき2,500円</p> <p>(7) 路上啓発、夜警、イベント、研修等に従事したとき 1回につき2,500円</p> <p>(8) 式典及び大会等に従事したとき 1回につき3,500円</p>
--	--

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。